

令和3年度第1回

小林市地域公共交通活性化協議会・小林市地域公共交通会議

日時：令和3年6月30日（水）10：00～12：00

場所：小林市地域・観光交流センター「KITTO 小林」

◆会議次第

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 委員及び事務局職員自己紹介

4. 議事

- (1) 地域公共交通活性化協議会及び地域公共交通会議概要について【資料1】
及び小林市地域公共交通活性化協議会規約の改正について【資料2】
- (2) 小林市の令和2年度事業実績及び令和3年度事業計画について【資料3】
- (3) 令和3年度小林市地域公共交通活性化協議会事業計画（案）、
収支予算（案）及び監査委員の選任について
- (4) 令和4年度地域内フィーダー系統確保維持計画について【資料4】
- (5) 小林市地域公共交通計画の策定について【資料5】【資料6】

5. その他

6. 閉会

(1) 地域公共交通活性化協議会及び地域公共交通会議の概要

	地域公共交通活性化協議会	地域公共交通会議
法的根拠	地域公共交通活性化・再生法第6条	道路運送法施行規則第9条の2及び第9条の3
目的	地域公共交通計画の作成に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整を行う。 (※交通計画とは・・・目指すべき地域の姿を実現するための公共交通サービスに関する計画)	地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要なとなる事項を協議する。
主宰者・設置者	市町村（複数可）	市町村長（複数可）、都道府県知事
構成メンバー	①設置者（市町村） ②乗合バス・タクシー事業者及びバス・タクシー協会 ③住民または利用者 ④乗合バス・タクシーの運転者が組織する団体 ⑤道路管理者 ⑥都道府県職員及び都道府県警察 ⑦学識経験者 ⑧その他主宰者が必要と認める者	①主宰者（市町村長） ②乗合バス・タクシー事業者及びバス・タクシー協会 ③住民または利用者 ④地方運輸局長 ⑤乗合バス・タクシーの運転者が組織する団体 ⑥道路管理者 ⑦都道府県警察 ⑧学識経験者 ⑨その他主宰者が必要と認める者
設置年月日	平成20年3月17日	平成19年4月1日
検討交通形態	あらゆる交通形態	乗合バスを中心とした地域交通
具体的役割	○交通計画の策定及び変更の協議に関すること。 ○交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。 ○交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。	○地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項 ○市運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項 ○交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

小林市地域公共交通活性化協議会規約【案】

平成 20 年 3 月 17 日制定

(設置)

第 1 条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「計画」という。）の作成に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整を行うため、小林市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所の位置)

第 2 条 協議会の事務所は、小林市細野 300 番地小林市役所内に置く。

(業務)

第 3 条 協議会は、次の業務を行う。

- (1) 計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。

(組織)

第 4 条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 総合政策部長
 - (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表
 - (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者の代表
 - (4) 社団法人宮崎県バス協会の代表
 - (5) 住民又は利用者の代表
 - (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
 - (7) 道路管理者、宮崎県警察の代表者、学識経験者その他市長が必要と認める者
- 2 協議会に会長を置き、総合政策部長をもって充てる。

(会長の職務)

第 5 条 会長は、協議会を代表し、その会務を総括する。

- 2 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第7条 協議会で協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第8条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

- 2 小林市地域公共交通会議を協議会の分科会とすることができる。
- 3 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第9条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、小林市企画政策課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第10条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第11条 協議会に監査委員2人を置く。

- 2 協議会の出納監査は、会長が別に定めた委嘱する監査委員によって行う。
- 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第13条 協議会が解散した場合は、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成20年3月17日から施行する。

この規約は、平成21年10月1日から施行する。

この規約は、平成22年3月23日から施行する。

この規約は、平成25年3月25日から施行する。

この規約は、平成27年5月28日から施行する。

この規約は、平成27年10月1日から施行する。

この規約は、令和3年6月30日から施行する。

○小林市地域公共交通会議設置要綱

平成19年3月30日

告示第71号

改正 平成22年3月19日告示第68号

平成25年4月1日告示第99号

(目的)

第1条 市は、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、小林市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 総合政策部長
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表
- (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者の代表
- (4) 社団法人宮崎県バス協会の代表
- (5) 住民又は利用者の代表
- (6) 九州運輸局宮崎運輸支局長が指名する者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
- (8) 道路管理者、宮崎県警察、学識経験者その他市長が必要と認める者

(交通会議の運営)

第4条 交通会議に会長を置き、総合政策部長をもって充てる。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは会長の決するところによる。
- 5 交通会議は原則として公開とする。
- 6 交通会議の庶務は、企画政策課において処理する。
- 7 地域公共交通に関する相談、苦情、その他に対応するため、連絡・通報窓口を定めるものとする。

(協議結果の取扱い)

第5条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月19日告示第68号）

この告示は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（平成25年4月1日告示第99号）抄

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(3) 小林市地域公共交通活性化協議会規約の改正について

改正内容・・・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。）の改正に伴い、第 1 条内の「地域公共交通網形成計画」を「地域公共交通計画」に改める。

新（改正案）	旧
<p>第 1 条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整を行うため、小林市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p>	<p>第 1 条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「計画」という。）の作成に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整を行うため、小林市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p>

No.	事業名	事業概要	令和2年度実績																																
1	地方バス路線 運行維持補助 事業 [企画政策課]	<p>高齢者や学生など交通弱者の生活基盤である交通手段を維持し、市民の日常生活の支援を図る。広域的なバス路線の運行維持費の一部について、バス事業者に補助を行い、バス路線の維持を図る。</p> <p>また、小林市内の高校へ定期券を利用して通学する生徒に対し、定期購入費用の一部を助成することで利用促進につなげる。</p>	<p>[利用者数] バス年度R1.10～R2.9</p> <table border="0"> <tr><td>小林～高原役場</td><td>478人</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>小林～祓川</td><td>4,506人</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>宮崎空港～小林駅</td><td>60,274人</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>小林高校～一里山</td><td>6,986人</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>小林高校～萩の茶屋</td><td>4,447人</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>小林～京町待合所</td><td>29,618人</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>西都城～小林</td><td>34,490人</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>【合計】</td><td>140,799人</td><td>前年比84.7%</td><td></td></tr> </table> <p>[補助額] 6路線 10,454千円 前年度1,113千円増</p> <p>[通学費助成] 40件 1,143千円</p>	小林～高原役場	478人			小林～祓川	4,506人			宮崎空港～小林駅	60,274人			小林高校～一里山	6,986人			小林高校～萩の茶屋	4,447人			小林～京町待合所	29,618人			西都城～小林	34,490人			【合計】	140,799人	前年比84.7%	
小林～高原役場	478人																																		
小林～祓川	4,506人																																		
宮崎空港～小林駅	60,274人																																		
小林高校～一里山	6,986人																																		
小林高校～萩の茶屋	4,447人																																		
小林～京町待合所	29,618人																																		
西都城～小林	34,490人																																		
【合計】	140,799人	前年比84.7%																																	
			令和3年度事業計画																																
			<p>[予算額]</p> <table border="0"> <tr><td>運行経費補助</td><td>10,499千円</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>通学費助成</td><td>1,500千円</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>【合計】</td><td>11,999千円</td><td></td><td></td></tr> </table>	運行経費補助	10,499千円			通学費助成	1,500千円			【合計】	11,999千円																						
運行経費補助	10,499千円																																		
通学費助成	1,500千円																																		
【合計】	11,999千円																																		
No.	事業名	事業概要	令和2年度実績																																
2	コミュニティ バス運行事業 [企画政策課]	<p>免許返納者への対応や交通利便性の向上を図るため、市内11路線で運行するとともに地域住民や利用者の要望等を踏まえ、見直しを図っていく。</p> <p>[利用料金] 基本料金 200円（三松循環線 100円、障がい者・小学生100円）</p> <p>[特典制度] 運転免許証自主返納者（高齢者対象）特典制度 市内在住の65歳以上の高齢者が、運転免許証の自主返納と引き換えに利用可能な「小林市コミュニティバス運転免許証返納者乗車証」を交付。運賃支払時に提示することで、1乗車100円で利用できる。（割引運賃適用期間3年）</p>	<p>[利用者数]</p> <table border="0"> <tr><td>上九瀬線</td><td>8,079人</td><td>鷺野循環線</td><td>622人</td></tr> <tr><td>岡原循環線</td><td>952人</td><td>種畜牧場循環線</td><td>1,881人</td></tr> <tr><td>南ヶ丘線</td><td>849人</td><td>環野・千歳線</td><td>1,038人</td></tr> <tr><td>運動公園循環線</td><td>869人</td><td>深草循環線</td><td>650人</td></tr> <tr><td>大出水循環線</td><td>1,350人</td><td>三松循環線</td><td>5,501人</td></tr> <tr><td>上原循環線</td><td>141人</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>【合計】</td><td>21,932人</td><td>前年比84.2%</td><td></td></tr> </table> <p>[決算額] 指定管理委託料 20,677千円 その他委託料 23千円 権利使用料 51千円 時刻表作成費 0千円 自賠責・重量税 165千円 【合計】 20,916千円</p>	上九瀬線	8,079人	鷺野循環線	622人	岡原循環線	952人	種畜牧場循環線	1,881人	南ヶ丘線	849人	環野・千歳線	1,038人	運動公園循環線	869人	深草循環線	650人	大出水循環線	1,350人	三松循環線	5,501人	上原循環線	141人			【合計】	21,932人	前年比84.2%					
上九瀬線	8,079人	鷺野循環線	622人																																
岡原循環線	952人	種畜牧場循環線	1,881人																																
南ヶ丘線	849人	環野・千歳線	1,038人																																
運動公園循環線	869人	深草循環線	650人																																
大出水循環線	1,350人	三松循環線	5,501人																																
上原循環線	141人																																		
【合計】	21,932人	前年比84.2%																																	
			令和3年度事業計画																																
			<p>[予算額]</p> <table border="0"> <tr><td>指定管理委託料</td><td>18,977千円</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>その他委託料</td><td>247千円</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>権利使用料</td><td>51千円</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>車両修繕費</td><td>270千円</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>自賠責・重量税</td><td>112千円</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>【合計】</td><td>19,657千円</td><td></td><td></td></tr> </table> <p>[実施状況] 令和3年8月から、使用していた車両が老朽化したため、新型車両を購入して運行予定。</p>	指定管理委託料	18,977千円			その他委託料	247千円			権利使用料	51千円			車両修繕費	270千円			自賠責・重量税	112千円			【合計】	19,657千円										
指定管理委託料	18,977千円																																		
その他委託料	247千円																																		
権利使用料	51千円																																		
車両修繕費	270千円																																		
自賠責・重量税	112千円																																		
【合計】	19,657千円																																		

No.	事業名	事業概要	令和2年度実績
3	J R 吉都線 利用促進 [企画政策課]	J R 吉都線利用促進協議会（湧水町、えびの市、小林市、高原町、都城市）の中で、沿線市町や地域団体等と連携した事業を実施し、路線を維持・存続していくために、利便性の向上や利用促進の取組を実施する。また、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえながら、拡大防止対策等を実施した上で事業に取り組む。	[R1利用実績] 平均通過人員（1日1kmあたりの人数） 451人 駅別乗車人員（1日あたりの人数） 小林駅 393人 営業損益 ▲319,000千円
			[決算額] J R 吉都線利用促進協議会負担金 328千円
			令和3年度事業計画
			[予算額] J R 吉都線利用促進協議会負担金 980千円
No.	事業名	事業概要	令和2年度実績
4	野尻地区福祉 バス運行事業 【野尻線】 [野尻庁舎 住民生活課]	高齢者や障がい者等といった交通弱者の外出機会の増加と交通利便性向上を目的として野尻地区6路線を運行するとともに、牟田原・猿瀬地区の小学生の通学バスとして運行する。地域や利用者の要望等を踏まえて、路線や時刻表の見直しを図る。 〔利用料金〕 ・基本料金：300円（未就学児：無料、障がい者等・小学生：100円、70歳以上：200円）割引券・定期券あり 〔特典制度〕 ・運転免許証自主返納者支援事業（65歳以上対象） 市内在住の65歳以上の運転免許証自主返納者に回数券（200円券×10枚）を交付。福祉バスを運行する三和交通株式会社による自主事業で、申請が必要。	[利用者数] 紙屋1 947人 紙屋2 1,597人 東麓1 723人 東麓2 735人 三ヶ野山1 1,130人 三ヶ野山2 388人 通学用 2,978人 【合計】 8,498人（前年比89.16%）
			[利用料収入] 1,325,100円 [業務委託料] 6,365千円 [車両修繕料] 318千円
			令和3年度事業計画
			[予算額] 業務委託料 6,844千円 車両修繕料 300千円 その他の修繕料 19千円 その他の消耗品費 40千円 【合計】 7,203千円
			[実施状況] 令和3年7月から、使用していた車両が老朽化したため、新型車両を購入して運行予定。
No.	事業名	事業概要	令和2年度実績
5	野尻地区福祉 バス運行事業 【内山線】 [須木庁舎 住民生活課]	交通空白地である須木内山地区の公共交通手段の確保を図る。 事業は、三和交通株式会社に委託している。運行は、毎週金曜日に1往復。料金は1人1回の利用で未就学児は無料。小学生、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所有者が100円、70歳以上が200円、その他は300円。	[利用者数] 103人（障害者88人・高齢者1人・一般14人） [利用料金収入] 13,200円 [委託料] 1,246千円
			令和3年度事業計画
			[予算額] 委託料 856千円
			[実施状況] 令和3年4月より、運行を定時定路線からデマンド型（電話予約型）に変更した。

No.	事業名	事業概要	令和2年度実績
6	小林市高齢者等外出支援サービス事業 [須木庁舎 住民生活課]	須木地域内に在住する概ね65歳以上の高齢者で、単独では公共交通機関の利用が困難な要介護者、要支援者、身体障害者、知的障害者等の交通手段を確保し、外出の支援を行っている。 事業は、社会福祉法人そうあいに委託している。利用者は1日前までに電話で予約。月曜日から金曜日までの週5日、曜日ごとに運行地区を指定しており、料金は片道100円。	[利用者数] 1,944人 [利用料金収入] 194,400円 [業務委託料] 939千円
			令和3年度事業計画
			[予算額] 業務委託料 1,401千円
No.	事業名	事業概要	令和2年度実績
7	須木地域温泉バス運行サービス事業 [須木庁舎 住民生活課]	須木地域内に在住する概ね65歳以上の高齢者の生きがいをづくり、健康づくりに寄与するとともに、閉じこもり予防や医療費等の適正化を図る。 車両は、市所有のマイクロバスを使用。運行は、原則毎月第1・第3月曜日の月2回。地域とかじかの湯を往復する。料金は無料。	[利用者数] 540人 軽油代 41千円
			令和3年度事業計画
			[予算額] 軽油代 61千円
No.	事業名	事業概要	令和2年度実績
8	スクールバス事業 [教育部 須木分室]	須木小・中学校の児童・生徒をスクールバスで送迎する。通学距離が小学生は4km以上、中学生は6km以上の児童・生徒が対象。車両は公用車（マイクロバス1台・普通乗用車1台）を使用。普通乗用車は教育部須木分室事務局と兼用。	[利用者数] 14名（小学生7名・中学生7名）
			令和3年度事業計画
			[利用者] 11名（小学生8名・中学生3名） [予算額] 賃金・共済費 5,383千円（運転士3名） 燃料費 370千円 修繕料等 692千円（車検代含む） 【合計】 6,445千円
No.	事業名	事業概要	令和2年度実績
9	内山地区スクールバス運行事業 [学校教育課]	内山小・中学校の休校（平成25年4月1日で閉校）に伴い、野尻小・中学校へ通学することになった内山地区の児童・生徒を送迎する。	[運行委託料] 4,046千円 [延べ利用人数] 4,279人（小学生8名、中学生4名） [委託業者] 三和交通 株式会社 ジャンボタクシー 1台 小型タクシー 1台
			令和3年度事業計画
			[利用人数] 13名（小学生8名、中学生5名） [予算額] 4,685千円 [委託業者] 三和交通 株式会社 ジャンボタクシー 1台 小型タクシー 1台
No.	事業名	事業概要	令和2年度実績
10	福祉タクシー料金助成事業 [長寿介護課]	市内の在宅で暮らす高齢者及び、一定の要件を満たす障がい者がタクシーを利用する際にタクシー料金の一部を助成する。 [実施方法] 一度に使える限度枚数を4枚として、タクシー券1枚につき500円を助成する。年間最大30枚のタクシー券を交付する。	[利用枚数] 21,617枚 [決算額] 10,808,500円
			令和3年度事業計画
			[予算額] 12,323,000円

No.	事業名	事業概要	令和2年度実績
11	新型コロナウイルス感染症地域公共交通活性化事業	新型コロナウイルス感染症による人の活動制限により、地域公共交通の利用者は大幅に減少したことによる大幅な減収により、公共交通サービスの維持が困難となり、地域住民の生活に影響を与える可能性があったため、地域公共交通の利用者増を図り、公共交通サービスを維持・存続させるために、利用促進につながる取組や公共交通事業者への支援を実施した。	<p>○タク配サービス支援・・・タクシー事業者のデリバリーサービスに対する補助。 <u>[利用件数]29件</u> <u>[決算額]5,800円</u></p> <p>○公共交通維持存続協力金・・・市内公共交通の通常運行維持に対する補助金。(バス1台につき40,000円、タクシー1台につき20,000円) <u>[交付実績]8事業者</u> <u>バス32台、タクシー49台</u> <u>[決算額] 2,260千円</u></p>

※小林市地域公共交通網形成計画 実施計画 (R2.2月) に従って、適宜事業内容の見直しを行います。

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和3年6月30日
(名称) 小林市地域公共交通会議

生活交通確保維持改善計画の名称
小林市地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>小林市は、公共交通拠点としてJR小林駅（宮崎交通バスセンター）を有しており、そこから発着する路線バス、コミュニティバス及びJR吉都線により構成される公共交通網が宮崎市、南九州地域の中心都市である都城市、鹿児島県との陸の玄関口であるえびの市へ広がっている。</p> <p>公共交通は、宮崎市及び都城市の総合病院・大規模商業施設へのアクセス、通学等、当市民の日常生活機能を担う幹線交通網を利用する手段として、車を運転できない高齢者や学生を中心に、生活に必要不可欠なものとして機能している。</p> <p>路線バスの運行がない交通空白地では、フィーダー系統路線としてコミュニティバスがこの幹線交通網に通じる支線の役割を果たしている。しかし、当市においては、人口減少の傾向及び自家用車の普及により、公共交通機関利用者が減少し続けており、加えて、少子高齢化に伴う労働人口の減少等による市財政の硬直化、地球環境への配慮への対応等の課題が運行を維持する上での大きな問題となっている。</p> <p>これらの問題を解決するため、地域公共交通確保維持事業により、交通手段を持たない方の交通手段であるコミュニティバス路線を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
<p>別表1「路線毎の目標」を添付。 (小林市地域公共交通網形成計画 P89 参照)</p>
(2) 事業の効果
<p>交通空白地解消のため、フィーダー系統路線は必要不可欠であり、全運行系統において経常収支率の向上に努めることで、財源負担の軽減を図る。これら路線を維持することで、交通手段を持たない高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで効率的な運行体系が実現し、地域住民の外出促進・地域活性化にもつながる。</p>
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
<ul style="list-style-type: none"> ・路線ごとに検証を行い、利用者推移を考慮しながら、平均乗車密度の低い路線を中心に見直しを行う。（小林市・バス事業者） ・バス停留所まで距離が離れている区間の移動や地域内で取組可能な移動サービスについて検討を行う。（小林市・関係機関） (小林市地域公共交通網形成計画 P83、P84 参照)
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付。
予定している時刻・運行予定期間については、関係資料を添付。
運行予定者については、平成31年～令和5年度のコミュニティバス指定管理者を、宮崎交通株式会社に選定することで議会の議決を得ている。
交通空白地帯の解消、国道を走る既存の宮崎交通路線と連携を図るために、小林地区12系統、須木地区1系統の計13系統運行全ての系統が小林駅を発着としている。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

運行事業者への運行委託料を含む運行経費から運行収入及び国庫補助金を差し引いた差額分を小林市が負担することとしている。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

小林市

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法

【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

※該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

11. 外客来訪促進計画との整合性

【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】

※該当なし

12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

【地域内フィーダー系統のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付

13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
20. 協議会の開催状況と主な議論

令和3年6月30日（第1回） 本計画について説明を行い、全ての構成員から合意を得られた。

21. 利用者等の意見の反映状況

コミュニティバスの利用者の意見や、地域住民からの要望を受けて、計画に反映させた。また、小林市地域公共交通活性化協議会にて本計画の意見を求めた。

22. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	宮崎県総合政策部総合交通課
関係市区町村	小林市総合政策部企画政策課
交通事業者・交通施設管理者等	宮崎交通(株) (社)宮崎県タクシー協会 (一社)宮崎県バス協会 宮交タクシー労働組合小林支部 九州旅客鉄道(株) 宮崎県小林警察署
地方運輸局	九州運輸局宮崎運輸支局
その他協議会が必要と認める者	民生・児童委員代表 商店街代表 障がい者代表 高齢者代表 須木区域住民の代表 野尻町区域住民の代表 西諸地区公共交通を守る会の代表 駅周辺住民代表 庁内関係課長

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 宮崎県小林市細野 300 番地

(所 属) 小林市総合政策部企画政策課

(氏 名) 西 直人

(電 話) 0984-23-0456

(e-mail) k_kikaku@city.kobayashi.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

別表1 路線毎の目標

・4年度(R3.10～R4.9)の目標利用者数は、2年度(R1.10～R2.9)の実績を基に1年度(H30.10～R1.9)と比較して得た増減率をかけて算出する。

$$4\text{バス年度}の目標利用者数 = 2\text{バス年度}の実績 \times \text{増減率} (2\text{バス年度}の実績 / 1\text{バス年度}の実績)$$

・路線ごとに設定する目標利用者数の設定基準は、下記のとおりとする。

2年度の実績を踏まえた目標を設定する。
 輸送量2人以上の系統については、前年の増減率を踏まえた目標とする。
 輸送量2人未満の系統については、路線を見直すことで輸送量2人以上を目標とする。

期間		H30.10～R1.9	R1.10～R2.9	増減率 (2年度/1年度)	R3.10～R4.9		
項目名		1年度 (実績)	2年度 (実績)		4年度 (目標)	4年度 (計画運行回数)	基準 (輸送量2人/回)
No.	路線名						
1	コミュニティバス 上九瀬線	10,101	9,245	91.53%	8,462	1,685	3,370
2	コミュニティバス 鷺野循環線	594	645	108.59%	700	192	384
3	コミュニティバス 岡原循環線	1,373	1,175	85.58%	1,464	732	1,464
4	コミュニティバス 種畜牧場循環線	1,789	1,876	104.86%	1,967	441	882
5	コミュニティバス 南ヶ丘線	991	877	88.50%	900	450	900
6	コミュニティバス 環野一千歳線	1,400	1,210	86.43%	1,046	435	870
7	コミュニティバス 運動公園循環線	733	951	129.74%	1,234	435	870
8	コミュニティバス 深草循環線	817	790	96.70%	764	198	396
9	コミュニティバス 大出水循環線	1,893	1,502	79.34%	1,192	290	580
10	コミュニティバス 三松循環線 【岩瀬地区経由無】	5,832	5,573	95.56%	5,326	885	1,770
11	コミュニティバス 三松循環線 【岩瀬地区経由有】					445	890
12	コミュニティバス 三松循環線 【八幡原市民センター経由】					295	590
13	コミュニティバス 上原循環線	260	170	65.38%	396	198	396
合計		25,783	24,014	—	23,451	6,681	13,362

※小林市地域公共交通網形成計画において、令和3年度の目標数を「28,300人」としているが、直近の利用実績に準じて目標値を設定する。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

2022年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準ハで 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
小林市	小林市	(1) コミュニティバス 上九瀬線	小林駅	ふるさとセンター	上九瀬	往 27.2km 復 27.2km	365日	1685回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である宮崎交通の小林駅～宮崎空港と小林駅にて接続	③
小林市	小林市	(2) コミュニティバス 鷓野循環線	小林駅	高山公民館	小林駅	循環 18.3km	96日	192回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である宮崎交通の小林駅～宮崎空港と小林駅にて接続	③
小林市	小林市	(3) コミュニティバス 岡原循環線	小林駅	永久津小前	小林駅	循環 20.9km	244日	732回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である宮崎交通の小林駅～宮崎空港と小林駅にて接続	③
小林市	小林市	(4) コミュニティバス 種畜牧場循環線	小林駅	牧場	小林駅	循環 17.1km	147日	441回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である宮崎交通の小林駅～宮崎空港と小林駅にて接続	③
小林市	小林市	(5) コミュニティバス 南ヶ丘線	小林駅	市役所下	南ヶ丘中央	往 11.7km 復 11.7km	150日	450回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である宮崎交通の小林駅～宮崎空港と小林駅にて接続	③
小林市	小林市	(6) コミュニティバス 環野・千歳線	小林駅	環野	千歳	往 14.8km 復 14.8km	145日	435回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である宮崎交通の小林駅～宮崎空港と小林駅にて接続	③
小林市	小林市	(7) コミュニティバス 運動公園循環線	小林駅	運動公園入口	小林駅	循環 10.8km	145日	435回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である宮崎交通の小林駅～宮崎空港と小林駅にて接続	③
小林市	小林市	(8) コミュニティバス 深草循環線	小林駅	西永久津公民館	小林駅	循環 20.3km	99日	198回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である宮崎交通の小林駅～宮崎空港と小林駅にて接続	③
小林市	小林市	(9) コミュニティバス 大出水循環線	小林駅	西小林小前	小林駅	循環 28.2km	145日	290回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である宮崎交通の小林駅～宮崎空港と小林駅にて接続	③
小林市	小林市	(10) コミュニティバス 三松循環線【岩瀬地区經由無】	小林駅	市民病院前	小林駅	循環 8km	295日	885回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である宮崎交通の小林駅～宮崎空港と小林駅にて接続	③
小林市	小林市	(11) コミュニティバス 三松循環線【岩瀬地区經由有】	小林駅	美人の湯	小林駅	循環 14.1km	295日	445回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である宮崎交通の小林駅～宮崎空港と小林駅にて接続	③
小林市	小林市	(12) コミュニティバス 三松循環線【八幡原市民センター經由】	小林駅	八幡原市民センター	小林駅	循環 18.1km	295日	295回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である宮崎交通の小林駅～宮崎空港と小林駅にて接続	③
小林市	小林市	(13) コミュニティバス 上原循環線	小林駅	陰陽石	小林駅	循環 18km	99日	198回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である宮崎交通の小林駅～宮崎空港と小林駅にて接続	③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	小林市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	38,178
交通不便地域	8,692

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
1,487	旧須木村	過疎法
7,205	旧野尻町	過疎法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
地域公共交通網形成計画	平成29年3月	平成30年度

(※参考)

対象人口	算定式	国庫補助上限額

(※) 省略可。

協議会において承認を得る必要があるなど、自治体の必要性に応じて記載可。
 なお、記載する場合の適用算定式においては、直近の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額の算定式をご活用ください。

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
 ※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(口②(1))に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7(口②(2)(実施要領の2.(1)⑭))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。

4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3. に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

小林市地域公共交通計画の策定について

1. 趣旨

現行の小林市地域公共交通網形成計画の計画期間が令和3年度までとなっている。そこで、令和2年11月に改正施行された地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、きめ細やかで持続可能な地域公共交通の維持・確保を図るため、令和4年度からの「小林市地域公共交通計画」を新たに策定するもの。

2. 計画の概要

(1) 計画名 : 小林市地域公共交通計画

(2) 内 容 :

- ・ 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する基本的な方針
- ・ 計画の区域
- ・ 計画の目標
- ・ 目標を達成するために行う事業・実施主体
- ・ 計画の達成状況の評価に関する事項
- ・ 計画期間 など

(3) 根拠法令：地域公共交通の活性化及び再生に関する法律

(4) 計画期間：令和4年度～令和7年度（4年間）

3. 経過及びスケジュール

令和3年6月22日 市議会総務文教委員会で説明（概要、スケジュール等）

令和3年6月30日 第1回地域公共交通活性化協議会（概要、スケジュール等）

令和3年6月～ 庁内地域公共交通会議及び小林市地域公共交通活性化協議会
会で計画内容の協議・検討

令和3年7月～ 移動特性・ニーズ調査の実施

令和3年9月 市議会総務文教委員会で説明（計画策定の状況、経過）

令和3年10月 第2回地域公共交通活性化協議会（計画策定の状況、経過）

令和3年12月 第3回地域公共交通活性化協議会（素案）

令和3年12月 市議会総務文教委員会で説明（素案）

令和4年1月 パブリックコメントを実施

令和4年2月 第4回地域公共交通活性化協議会（計画案）

令和4年3月 第5回地域公共交通活性化協議会（次年度事業等）

令和4年3月 市議会総務文教委員会で説明（確定版）

令和4年3月 公表

4. 策定支援業務委託

委託先：中央コンサルタンツ株式会社宮崎事務所

委託金額：4,730,000円

業務内容：1. 公共交通の利用実態及びニーズ調査

①路線バス輸送実績等の整理、②住民アンケート調査

③コミュニティバス乗降調査、④主要施設でのヒアリング調査

⑤交通事業者へのヒアリング調査

2. 計画作成補助 3. 報告書作成 4. 打合せ協議

●持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律

公布：令和2年6月3日
施行：公布から6ヶ月以内

別紙 1

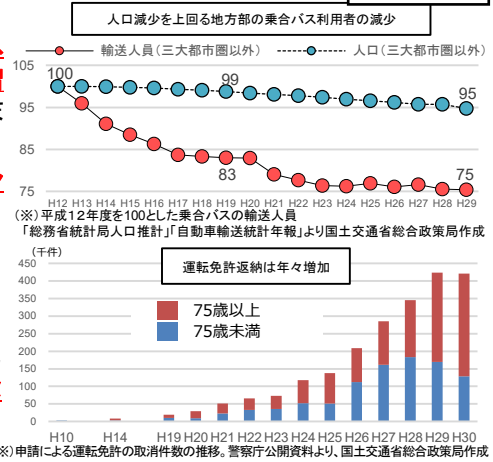
背景・必要性

○人口減少の本格化、運転者不足の深刻化等に伴って、**公共交通サービスの維持・確保が厳しさを増している**中、**高齢者の運転免許の返納が年々増加**する等、地域の暮らしと産業を支える移動手段を確保することがますます重要になっている。

○加えて、多様な関係者が連携し、**地域経済社会の発展**に資する**交通インフラを整備**することにより、生産性向上を図ることも必要となっている。

○**地方公共団体**が、交通事業者等と連携して、

- ①公共交通を中心に**地域の輸送資源を総動員**する交通計画を作成
- ②最新技術等も活用しつつ、**既存の公共交通サービスの改善・充実**を徹底するとともに、**国が予算面とノウハウ面から支援**を行うことで、**持続可能な地域公共交通を実現**。



法案の概要

地域が自らデザインする地域の交通

【地域公共交通活性化再生法・道路運送法】

○地方公共団体による「**地域公共交通計画**」(マスタープラン)の作成 (作成経費を補助 ※予算関連)

- ・従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源(自家用有償旅客運送、福祉輸送等)を位置付け、地域の移動ニーズにきめ細かく対応 (情報基盤の整備・活用やキャッシュレス化の推進にも配慮)
- ・定量的な目標設定や毎年度の評価等によりPDCAを実施

○**地域における協議の促進**

- ・**乗合バスの新規参入等**の申請があった場合、国土交通大臣が地方公共団体に対し**通知**



地域の移動ニーズにきめ細かく対応できるメニューの充実

【地域公共交通活性化再生法・道路運送法】

輸送資源の総動員による移動手段の確保

- ①**維持が困難となったバス路線等**について、多様な選択肢を検討・協議し、地域に最適な**旅客運送サービスを継続**(地域旅客運送サービス継続事業)
- ②過疎地等で市町村等が行う**自家用有償旅客運送**の実施の円滑化
 - ・**バス・タクシー事業者**がノウハウを活用して**協力する**制度を創設し、実施を円滑化
 - ・住民のみならず**来訪者**も運送の対象に加え、観光ニーズへの対応を可能に
- ③鉄道・乗合バス等における**貨客混載**に係る手続の円滑化(貨客運送効率化事業)

自家用有償旅客運送



既存の公共交通サービスの改善の徹底

- ①**利用者目線**による**路線・ダイヤの改善**、**運賃の設定**等を促進(地域公共交通利便増進事業)
- ②**MaaS**に参加する複数の交通事業者の運賃設定に係る手続のワンストップ化、MaaS協議会制度の創設 (新モビリティサービス事業)

※MaaS: Mobility as a Service

交通インフラに対する支援の充実

【地域公共交通活性化再生法・物流総合効率化法】

○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構による**資金の貸付制度の拡充**

- ・多様な関係者の連携による**鉄道インフラ**や**物流拠点の整備** (※予算関連)



鉄道インフラ



物流拠点

【目標・効果】地域の移動手段の確保・充実のため、地方公共団体主導で公共交通サービスを改善、地域の輸送資源を総動員する取組を推進

(KPI)・地域公共交通計画の策定件数	: 524件 (2019年7月時点) ⇒ 1,200件 (2024年度)
・地域公共交通計画を立地適正化計画と併せて策定した市町村数	: 172市町村(2019年7月時点) ⇒ 400市町村(2024年度)
・地域公共交通特定事業の実施計画の認定総数	: 46件 (2019年7月時点) ⇒ 200件 (2024年度)

地域公共交通活性化再生法の改正と 地域公共交通計画の策定について

令和3年6月30日

九州運輸局 宮崎運輸支局

地域公共交通を取り巻く現状・背景

高齢者の不安

- 高齢者の免許返納の数は、近年大幅に増加

地方部の路線バス事業の厳しい現状

- 全国の約7割のバス事業者において、一般路線バス事業の収支が赤字
- 運転手不足が年々深刻化

地域公共交通の確保に関する地方負担の増加

- 路線バスへの補助、コミュニティバス、乗合タクシーの運行により地方公共団体の財政負担が大幅に増加

- 高齢者の運転免許返納も増える中、移動手段の受け皿の確保が重要となっているにもかかわらず、人口減少の本格化、運転者不足の深刻化等も伴い、公共交通の維持が容易ではなくなっている。
- 観光による地域振興を図る上でも、外国人旅行者を含む来訪者にも利用しやすい移動手段の確保に努めていく必要がある。

地域公共交通活性化再生法の制定・改正の変遷

平成
19年
制定

- ✓ 平成19年に地域公共交通活性化再生法を制定し市町村が主体となって幅広い関係者の参加による協議会を設置
- ✓ 「地域公共交通総合連携計画」の策定を通じて地域公共交通の維持・確保や利便性向上の取組を促進する制度を整備

平成
26年
改正

- ✓ ①まちづくりと連携（コンパクト・プラス・ネットワーク）し、②面的な公共交通ネットワークを再構築を図るため、「地域公共交通網形成計画」を法定計画として規定
- ✓ バス路線の再編等を実施する「地域公共交通再編事業」を創設し、その実施計画について国が認定し、法律・予算の特例措置を適用することにより、計画の実現を後押しする制度を整備

令和
2年
改正

- ✓ 地域公共交通網形成計画を「地域公共交通計画」と改め、地方公共団体の作成を努力義務として規定
- ✓ 「地域旅客運送サービス継続事業」、「地域公共交通利便増進事業」等を創設し、地域における移動手段の確保や地域公共交通の充実を図る制度を整備

- 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（令和2年11月改正）に基づき、地方公共団体が作成する「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする地域公共交通のマスタープラン。
- 地方公共団体は、地域公共交通計画を作成するよう努めなければならない（努力義務化）

計画のポイント（R2改正）

- ◆ **まちづくり・観光振興等の地域戦略との一体性の確保**
 - ・コンパクトシティ等のまちづくり施策との一体的推進
 - ・観光振興施策との連携 ・地域公共交通施策と福祉施策の一層の連携
- ◆ **地域全体を見渡した地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保**
 - ・公共交通をネットワークとして捉え、幹線・支線の役割分担の明確化
 - ・ダイヤや運賃等のサービス面の改善による利用者の利便性向上
- ◆ **地域特性に応じた多様な交通サービスの組合せ**
 - ・従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源を最大限活用
 - ・MaaSの導入等、新たな技術を活用した利用者の利便性向上
- ◆ **住民の協力を含む関係者の連携**
 - ・法定協議会を設置し、住民や交通事業者等の地域の関係者と協議
 - ⇒ 地域の移動ニーズに合わせて、地域が自らデザインする交通へ



- ◆ **利用者数、収支、行政負担額などの定量的な目標の設定と毎年度の評価・分析等を規定 ⇒ データに基づくPDCAを強化**

地域公共交通計画の考え方

まちづくりと連携した
地域公共交通ネットワークの形成



地域における
輸送資源の総動員

今般新たに追加

網形成計画と同様
メニューの充実やPDCAの強化により、持続可能な旅客運送サービスの提供の確保

地域旅客運送サービス

公共交通機関



鉄軌道



路線バス



旅客船



コミュニティバス



デマンド交通



乗用タクシー



自家用有償旅客運送



福祉輸送、スクールバス、病院商業施設等の送迎サービスなど



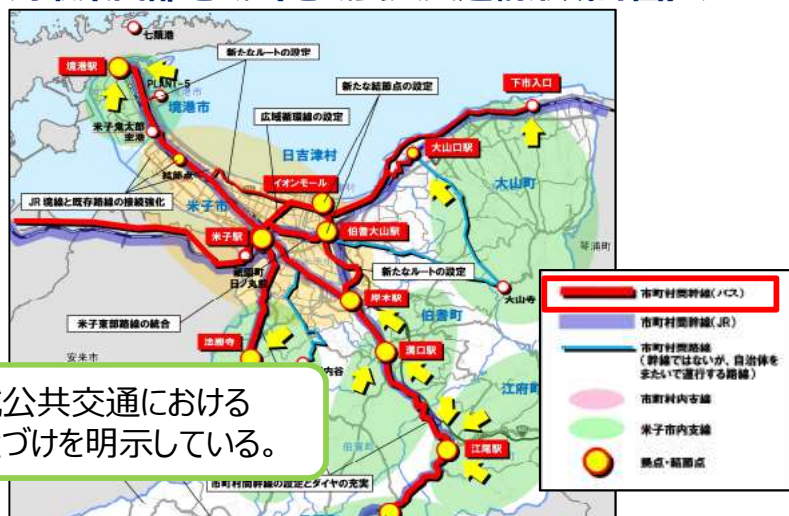
⇒ 国が予算・ノウハウ面を支援、地域の取組を更に促進

- ・現行補助制度は法定計画の作成を補助要件としておらず、別途要綱に基づく補助計画を作成しているが、**新制度では乗合バス等への補助を法定計画と連動化**することで、**公的負担による確保維持が真に必要な路線等に対し、効果的・効率的な補助**を実施。
- ・**幹線補助**は、幹線沿線の市町村（単独・複数）が作成する地域公共交通計画、又は都道府県が作成する**広域的な地域公共交通計画**に位置付けることを想定。
- ・**フィーダー補助**は、主に**市町村単位で作成される地域公共交通計画**に位置付けることを想定。
- ・また、これらの計画を作成する際には、都道府県・市町村のいずれも参加している法定協議会において協議がなされることが必要。

幹線 作成主体：都道府県又は市町村

- ・幹線を位置付ける場合、計画の作成主体は以下の3パターンを想定。
 - 幹線沿線の**単独市町村が個々に計画作成**
（※当該幹線沿線の全ての市町村で計画を作成する必要あり）
 - 幹線沿線の**複数市町村が共同して計画作成**
 - 県全域又はブロックごとの**県による広域での計画作成**
- ・地域の公共交通における幹線の位置づけ等を地域公共交通計画に記載。
（下記例のように、補助系統毎ではなく概ねの位置づけが示されていればよい。）

<例：鳥取県西部地域（地域公共交通網形成計画）>



支線 作成主体：市町村

- ・フィーダーを位置づける場合、**市町村が計画作成**することを想定。
- ・地域の公共交通におけるフィーダーの位置づけ等を地域公共交通計画に記載。
（フィーダーの位置づけについては、下記の例のように、少なくとも路線単位で位置関係がわかるように明示すること。）

<例：八戸市（地域公共交通網形成計画）>

